

証券取引所に関する省令（平成十年大蔵省令第九十九号）

改正案	現行
<p>(役員等に係る変更届出書の添付書類)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 証券取引所は、次の各号に掲げる場合において前項の書類を提出しようとするときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 新たな役員が就任した場合 当該役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書類及びその者が法第二十八条の四第九号イからへまでの規定に該当しないことを誓約する書類</p> <p>二 新たな会員が加入した場合 当該会員の名称及び本店の所在の場所を記載した書類</p> <p>(有価証券の上場の届出)</p> <p>第三条 証券取引所は、法第一百条第一項の規定により有価証券の上場について届出をしようとするときは、次の各号に定める書類を大蔵大臣（財務局長又は財務支局長への権限委任に関する省令（平成四年大蔵省令第六十四号。以下「権限委任省令」という。）第五条第一項の規定によ</p>	<p>(役員等に係る変更届出書の添付書類)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 証券取引所は、次の各号に掲げる場合において前項の書類を提出しようとするときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 新たな役員が就任した場合 当該役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書類及びその者が法第三十二条第四号イから二までの規定に該当しないことを誓約する書類</p> <p>二 新たな会員が加入した場合 当該会員の本店の所在の場所並びに当該証券取引所の事務所の所在地に所在する営業所の名称及び所在の場所並びに当該証券取引所の事務所の所在地に所在する本店その他の営業所の変更届出前一年間における有価証券の売買高、有価証券指数等先物取引の取引高及び有価証券オプション取引の取引高を記載した書類</p> <p>(有価証券等の上場の承認申請)</p> <p>第三条 証券取引所は、法第一百条第一項の規定により次の各号に掲げる有価証券等の上場について承認を受けようとするときは、当該各号に定める書類を大蔵大臣（財務局長又は財務支局長への権限委任に関する省令（平成四年大蔵省令第六十四号。以下「権限委任省令」という。）第</p>

り大蔵大臣の当該権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一 上場届出書

二 当該有価証券の上場が法第八十一条の規定により当該証券取引所が定める基準及び方法に適合していることを示す書類

三 その他当該有価証券に関し参考になる資料

六条第一項の規定により大蔵大臣の当該権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一 日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券 上場承認申請書並びに当該証券取引所の規則の定めるところにより当該受益証券の発行者が当該証券取引所に提出した上場申請書の写し及びその添付書類のうち次に掲げるものの写し

イ 発行者の法人登記簿の謄本又はそれに準ずるもの

ロ 発行者の定款又はそれに準ずるもの

ハ 当該証券取引所の規則に定める募集予定書

二 前号に掲げる受益証券以外の有価証券 上場承認申請書並びに当該証券取引所の規則の定めるところにより当該有価証券の発行者が当該証券取引所に提出した上場申請書の写し及びその添付書類のうち次に掲げるものの写し

イ 発行者の法人登記簿の謄本又はそれに準ずるもの

ロ 発行者の定款又はそれに準ずるもの

ハ 発行者の最近三年間の各事業年度末の貸借対照表及び各事業年度の損益計算書

二 発行者の直前事業年度末の貸借対照表及び直前事業年度の損益計算書の付属明細書

ホ 発行者の最近三年間の各事業年度の利益金処分計算書

ヘ 前記ハ又はホに関して証券取引所が提出を受けた公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書

2 前項の届出は、当該有価証券を上場しようとする日の七日前までに、しななければならない。ただし、当該証券取引所に既に上場されている株券の発行者が新たに発行する株券を、発行日取引により上場しようとするときは、当該株券を上場しようとする日の前日までに、届出をしななければならない。

(有価証券等の上場の承認申請)

第三条の二 証券取引所は、法第百十条第二項の規定により次の各号に掲げる有価証券等の上場について承認を受けようとするときは、当該各号に定める書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 有価証券の種類、銘柄及び決済方法その他当該有価証券に関する詳細を記載した上場承認申請書
- 二 有価証券指数 構成銘柄、指数の算出方法その他当該指数に関する

ト 公募又は売出予定書（公募又は売出を行う場合に限る。）

チ 上場申請書及びその添付書類に記載された法令に関する事項が、真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書（上場申請者が外国会社である場合に限る。）

三 有価証券指数 構成銘柄、指数の算出方法その他当該指数に関する詳細を記載した上場承認申請書

四 オプション オプションの行使により成立する取引、オプションの種類、清算方法その他当該オプションに関する詳細を記載した上場承認申請書

2 前項第一号及び第二号に掲げる有価証券の上場について承認を受けようとする場合において、当該有価証券が当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が発行する有価証券であるときは、前項の規定にかかわらず、前項第一号及び第二号に掲げる添付書類の写しの提出を省略することができる。

詳細を記載した上場承認申請書

- 三 オプション オプションの行使により成立する取引、オプションの種類及び清算方法その他当該オプションに関する詳細を記載した上場承認申請書

(有価証券の上場廃止の届出)

第四条 証券取引所は、法百十二条第一項の規定により、有価証券の上場の廃止について届出をしようとするときは、次の各号に定める書類を大蔵大臣（権限委任省令第五条第一項の規定により大蔵大臣の当該権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長）に提出しなければならない。

- 一 上場廃止届出書
- 二 当該有価証券の上場の廃止が法第百八条第一号の規定により当該証券取引所が定める基準及び方法に適合していることを示す書類
- 三 当該有価証券の上場廃止についての発行者の同意の有無を記載した書類

2 前項の届出は、当該有価証券の上場を廃止しようとする日の七日前までに、しななければならない。ただし、発行者に次の各号に掲げる事実が発生したときは当該有価証券の上場を廃止しようとする日の前日までに、届出をしなければならない。

- 一 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするもの）

(有価証券等の上場廃止の承認申請)

第四条 証券取引所は、法百十二条第一項の規定により次の各号に掲げる有価証券等の上場の廃止について承認を受けようとするときは、上場廃止承認申請書に当該各号に定める書類を添付して大蔵大臣（権限委任省令第六条第一項の規定により大蔵大臣の当該権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長）に提出しなければならない。

- 一 有価証券 上場を廃止しようとする理由及び当該有価証券の発行者の上場廃止についての同意の有無を記載した書類
- 二 有価証券指数又はオプション 上場を廃止しようとする理由を記載した書類

2 証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、法百十二条第一項の規定により当該有価証券の上場の廃止の請求について承認を受けようとするときは、承認申請書にその理由を記載した書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

限る。)又は手形交換所による取引停止処分

二 破産、和議開始又は更正手続開始の申立て

三 営業又は事業の全部の休止又は廃止

四 前各号に掲げる事実のほか、速やかに上場を廃止する必要があるものとして当該証券取引所が業務規程に定めるもの

(有価証券等の上場廃止の承認申請)

第四条の二 証券取引所は、法第百二十二条第二項の規定により有価証券等の上場の廃止について承認を受けようとするときは、上場廃止承認申請書に上場を廃止しようとする理由を記載した書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

(会員への通知及び公表)

第五条 証券取引所は、法第百二十二条の規定による通知及び公表を行うときは、別表一に定める事項を、その業務規程に定める方法により、その会員に通知し、公表しなければならない。

(大蔵大臣への報告)

第五条の二 証券取引所は、法第百二十三条第一項の規定による報告を行うときは、別表一及び別表二に定める事項を、その業務規程に定める方法により、大蔵大臣に報告しなければならない。

(認可を要する業務規程に係る事項)

(相場及び取引高報告書の様式)

第五条 法第百二十三条第一項の規定による相場及び取引高報告書は、別表により、作成しなければならない。

(認可を要する業務規程に係る事項)

第六条 (略)

2 次の各号に掲げる事項については、業務規程又はその細則を委ねた規則において定めなければならない。

一 法第五十六条の三第一項の規定による信用取引及び証券取引所の会員が当該証券取引所の取引所有価証券市場における有価証券の売買の決済のために証券金融会社（法第二十一条に規定する証券金融会社をいう。）から当該証券取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引に関する事項

二 五 (略)

(業務規程変更認可申請等の手続)

第八条 証券取引所は、法八十五条の二第二項の規定により大蔵大臣に提出する書類二通を作成し、法八十五条の二第四項、法第九十一条、法百十条第一項若しくは第二項、法百十二条第一項若しくは第二項又は法百十七条第一項の規定により大蔵大臣に提出する書類一通を作成し、それぞれ大蔵大臣に提出しなければならない。

2 証券取引所は、前項に掲げる書類のうち法八十五条の二第二項若しくは第四項、法第九十一条、法百十七条第一項又は法百二十三条第一項の規定による書類を大蔵大臣に提出したときは、当該書類の写しを当該証券取引所の事務所の所在地又は当該有価証券の上場されている証券取引所の事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出

第六条 (略)

2 次の各号に掲げる事項については、業務規程又はその細則を委ねた規則において定めなければならない。

一 法第五十六条の三第一項の規定による信用取引及び証券取引所の会員が当該証券取引所の有価証券市場における有価証券の売買取引の決済のために証券金融会社（法第二十一条に規定する証券金融会社をいう。）から当該証券取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引に関する事項

二 五 (略)

(業務規程変更認可申請等の手続)

第八条 証券取引所又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、法八十五条の二第二項の規定により大蔵大臣に提出する書類二通を作成し、法八十五条の二第四項、法第九十一条、法百十条第一項、法百十二条第一項、法百十三条第一項、法百十七条第一項又は法百二十三条第一項の規定により大蔵大臣に提出する書類一通を作成し、それぞれ大蔵大臣に提出しなければならない。

2 証券取引所又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、前項に掲げる書類のうち法八十五条の二第二項若しくは第四項、法第九十一条、法百十三条第一項、法百十七条第一項又は法百二十三条第一項の規定による書類を大蔵大臣に提出したときは、当該書類の写しを当該証券取引所の事務所の所在地又は当該有価証券の上場されている証券取引所の事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福

しなければならない。

3 (略)

(標準処理期間)

第九条 大蔵大臣は、法第百十條第二項又は法第百十二條第二項の規定による承認に関する申請がその事務所に到着してから一月以内に、法第百十五條の第二項の規定による認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 (略)

別表第一(第五條、第五條の二關係)

岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。

3 (略)

(標準処理期間)

第九条 大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長は、法第百十條第一項、法第百十二條第一項又は法第百十三條第一項の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第百十五條の第二項の規定による認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 (略)

別表(第五條關係)

通知、公表及び報告事項	注 意 事 項
<p>一 総取引高</p> <p>二 株券、出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券、日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券その他これらに準ずる有価証券として当該証券取引所が業務規程に定めるもの（以下「株券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p> <p>三 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、外国証券その他これらに準ずる有価証券として当該証券取引所が業務規程に定めるもの（以下「債券等」という。）は、銘柄別に、発行価格</p>	<p>一 総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、有価証券の売買、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買等」という。）ごとに小計を付した上合計すること。</p> <p>二 有価証券はその種類ごとに区分すること。</p> <p>三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>四 株券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知、公表及び報告すること足りる。</p> <p>五 債券等の発行価格は、毎月一回通知、公表及び報告すること足りる。</p> <p>六 有価証券の売買等の種類ごとに区分すること。</p>

書類の種類	相 場 表	記載事項	記載上の注意
	毎日及び毎月	<p>一 株券、出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券、日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券（以下「株券等」という。）は、銘柄、額面金額及び売買取引成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）</p> <p>二 国債証券、地方債証券、特殊債券、社</p>	<p>一 売買取引の場合にあつては、取引の種類ごとに区分すること。</p> <p>二 売買取引の種類が有価証券先物取引の場合にあつては、受渡期日又は取引最終日ごとに区分して記載すること。</p> <p>三 有価証券指数等先物取引の場合にあつては、取引最終日ごとに区分して記載すること。</p> <p>四 有価証券オプション取引の場合にあつては、取引最終日、オプションの種類及び権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又</p>



<p>、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p>	<p>七 有価証券先物取引の場合にあつては、受渡期日又は取引最終日ごとに区分すること。</p>
<p>四 有価証券先物取引は、銘柄別に、取引成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p>	<p>八 有価証券指数等先物取引の場合にあつては、取引最終日ごとに区分すること。</p>
<p>五 有価証券指数等先物取引は、銘柄別に、取引成立約定指数（最高約定指数、最低約定指数及び最終約定指数）及び数量</p>	<p>九 有価証券オプション取引の場合にあつては、取引最終日、オプションの種類及び権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又は有価証券指数をいう。以下同じ。）が同一であるものごとに区分すること。</p>
<p>六 有価証券オプション取引は、銘柄別に、成立した取引に係る対価の額（最高の対価の額、最低の対価の額及び最終の対価の額）及び数量</p>	<p>十 毎日の最高及び最低の価格、約定指数及び対価の額（以下「価格等」という。）は、その日に成立した最高及び最低の価格等を通知、公表及び報告すること。</p>
<p>十一 有価証券オプション取引の対価の額は、証券取引所が定める取引単位当たりの対価の額とし、証券取引所が対価の額の表示方法を業務規程に定めている場合には、</p>	<p>債券及び外国証券（以下「債券等」という。）は、銘柄、発行価格及び売買取引成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）と。</p>
<p>債券及び外国証券（以下「債券等」という。）は、銘柄、発行価格及び売買取引成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）と。</p>	<p>は有価証券指数をいう。以下同じ。）が同一であるものごとに区分して記載すること。</p>
<p>三 有価証券指数等先物取引は、銘柄及び取引成立約定指数（最高約定指数、最低約定指数及び最終約定指数）</p>	<p>七 株券等の額面金額は、毎月の相場表についてのみ額面五十円以外のものにつき記載することとする。</p>
<p>四 有価証券オプション取引は、銘柄及び成立した取引</p>	<p>八 債券等の発行価格は、毎月の相場表についてのみ記載することとする。</p>
<p>九 毎日の相場表における最高及び最低の価格、約定指数及び対価の額（以下「価格等」と</p>	<p>九 毎日の相場表における最高及び最低の価格、約定指数及び対価の額（以下「価格等」と</p>

当該表示方法によること。

別表第二（第五条の二関係）

報告事項	注意事項
<p>会員（法第一百七条の二第二項の規定に基づき会員とみなされる者を含む。以下同じ。）別の、取引の種類、売り又は買いの別（有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引にあつては、売方となるか又は買方となるかの別）、数量、金額及び一日平均取引高</p>	<p>一 上記事項については、毎月一度報告することとする。</p> <p>二 有価証券の種類ごとに区分して記載すること。</p> <p>三 有価証券先物取引の場合にあつては、受渡期日又は取引最終日ごとに区分し、新規の売付け又は買付け及び転売又は買戻しの別に記載し、各々小計を付した上合計すること。ただし、新規の売付け又は買付け及び転売又は買戻しの別については、金額の記載を要しない。</p> <p>四 有価証券指数等先物取引の場合にあつては取引最終日ごと（有価証券オプション取引の場合にあつ</p>

に係る対価の額（最高の対価の額、最低の対価の額及び最終の対価の額）

いう。）は、その日に成立した最高及び最低の価格等を、毎月の相場表における最高及び最低の価格等は、その月に成立した最高及び最低の価格等を記載すること。

十 毎月の相場表には、最終の価格等に代えてその月における平均価格（総売買代金を総売買数量で除した価格）、平均約定指数（総取引契約金額を総取引数量で除し、これを証券取引所がその取引単位を定めるために有価証券指数の数値に乗ずるものとして定める金額で除した指数）及び平均の対価の額（成立した取引に係る対価の総

ては取引最終日及びオプションの種類が同一であるものごと)に区分し、新規に売方となるか又は買方となるか及び転売又は買戻しの別に記載し、各々小計を付した上合計すること。ただし、新規の売方となるか又は買方となるか及び転売又は買戻しの別については、金額の記載を要しない。

五 一日平均売買高は、総取引高を売買日数で除したものとす。

	取引高報告書	銘柄別 分につ ては、毎 日及び毎 月	<p>銘柄別の取引高報告書は、銘柄、数量及び金額</p> <p>額</p> <p>十一 有価証券オプション取引の対価の額及び平均の対価の額は、証券取引所が定める取引単当たりの対価の額とし、証券取引所が対価の額の表示方法を業務規程に定めている場合には、当該表示方法によること。</p> <p>一 売買取引の場合にあつては、取引の種類ごとに区分すること。</p> <p>二 売買取引の種類が有価証券先物取引の場合にあつては、受渡期日又は取引最終日ごとに区分し、新規の売付け又は買付け及び転売又</p>
--	--------	---------------------------------	--

---

---

---

---

---

---

---

---

は買戻しの別に記載し、各々小計を付した上合計すること。ただし、新規の売付け又は買付け及び転売又は買戻しの別については、金額の記載を要しない。

三 有価証券指数等先物取引の場合にあつては、取引最終日ごとに区分し、新規に売方（有価証券指数等先物取引の場合にあつては、現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者をいう。以下同じ。）となるか又は買方（有価証券指数等先物取引の場合にあつては、現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者をいう

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

。以下同じ。)となる  
か及び転売(買方が売  
方となる同種の取引を  
行った場合に証券取引  
所の定める方法により  
決済することをいう。  
以下同じ。)又は買戻  
し(売方が買方となる  
同種の取引を行った場  
合に証券取引所の定め  
る方法により決済する  
ことをいう。以下同じ。  
)の別に記載し、各々  
小計を付した上合計す  
ること。ただし、新規  
に売方となるか又は買  
方となるか及び転売又  
は買戻しの別について  
は、金額の記載を要し  
ない。

四 有価証券オプション  
取引の場合にあつては  
、取引最終日、オプシ

---

---

---

---

---

---

---

---

ヨンの種類及び権利行使価格が同一であるものごとに区分し、新規に売方（有価証券オプシオン取引の場合）にあっては、オプシオンを付与する立場の当事者をいう。以下同じ。）となるか又は買方（有価証券オプシオン取引の場合）にあっては、オプシオンを取得する立場の当事者をいう。以下同じ。）となるか及び転売又は買戻しの別に記載し、各々小計を付した上合計すること。ただし、新規に売方となるか又は買方となるか及び転売又は買戻しの別については、金額の記載を要しない。

五 有価証券の種類ごと

	<p>に区分して記載し、売買取引の種類ごとに小計を付した上合計すること。</p>
<p>会員（法第七百七条の二第二項の規定に基づき会員とみなされる者を含む。以下同じ。）別分については、毎月</p>	<p>会員別の取引高報告書は、会員名、取引の種類、売り又は買入の別（有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引にあつては、売方となるか又は買方となるかの別）、数量及び金額</p>
<p>一 有価証券の種類ごとに区分して記載すること。 二 売買取引の種類が有価証券先物取引の場合にあつては、受渡期日又は取引最終日ごとに区分し、新規の売付け又は買付け及び転売又は買戻しの別に記載し、各々小計を付した上合計すること。ただし、新規の売付け又は買付け及び転売又は買戻しの別については、金額の記載を要しない。 三 有価証券指数等先物取引の場合にあつては</p>	

取引最終日ごとに、また、有価証券オプショ  
ン取引の場合にあつて  
は取引最終日及びオプ  
ションの種類が同一で  
あるものごとに区分し  
、新規に売方となるか  
又は買方となるか及び  
転売又は買戻しの別に  
記載し、各々小計を付  
した上合計すること。  
ただし、新規の売方と  
なるか又は買方となる  
か及び転売又は買戻し  
の別については、金額  
の記載を要しない。

四 立会日数、一日平均  
取引高（総取引高を立  
会日数で除したもの）  
を記載した書類を添付  
すること。